

平成25年8月吉日

各位

弁理士同友会
幹事長 粕川 敏夫
東海担当副幹事長 佐久間卓見
東海委員長 助廣 朱美
研修担当副幹事長 徳増あゆみ
研修委員長 笹野 拓馬
電話(助廣) 052-218-3226

第7回研修会のご案内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、名古屋大学の鈴木將文先生をお招きして、下記の内容についてご講演いただくことに致しました。参加希望者は、申込書に必要事項をご記入の上、9月5日(木)までにFAXまたはeメールにてお申し込み下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、本研修は、テレビ会議システムを利用して弁理士会館地下会議室にも中継して実施します。

また、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中)、所定の申請をすると外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：2単位)。遅刻・早退・中座をされると、単位認定の対象とはなりませんので、十分ご注意ください。

敬具

記

テーマ 『特許権の行使の制限を巡る法的諸問題 標準必須特許問題を中心として』

近年、パテント・トロール問題や標準必須特許問題などとの関係で、特許権侵害に対する権利(特に差止請求権)の行使を制限する必要性が、国際的に議論されている。

我が国でも、標準必須特許に関する権利行使を権利濫用とする東京地判平成25・2・28が現れ、この問題は広く関心を呼んでいる。そこで、本研修では、特許権の行使の制限に関する国際的な議論及び実務の動向を概観したうえで、標準必須特許問題を素材として、具体的な法的諸問題について検討してみたい。

講師 鈴木 將文 先生
(名古屋大学大学院法学研究科 副研究科長・実務法曹養成専攻長)
日時 平成25年9月12日(木) 午後6時30分～8時40分
場所 日本弁理士会 東海支部室
会費 登録3年未満(未登録含む)：無料(会員・非会員とも)
登録3年以上：同友会会員1000円 非会員4000円

申込書は次ページ

研 修 会 申 込 書

東海委員長 助廣 朱美 宛 FAX : 0 5 2 - 2 1 8 - 3 2 6 9

E-Mail : sukehiro[AT]itec.or.jp

([AT]を@に変換して下さい)

9月12日(木)の第7回研修会(名古屋会場)に参加を申込みます。

ご氏名

同友会会員 ・ 非会員 (いずれかに 印)

登録3年未満 (該当する場合に 印)

登録番号

連絡先TEL

E-Mail
